

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

上記目標の概要	<p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。</p> <p>このため、課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うことにより、統一性・適法性の確保を図るとともに、経済社会の高度化、複雑化や訴訟型社会の到来等にも適切に対応していきます。</p> <p>また、納税者と調査担当者との間で見解が相違する事案などについては、納税者の主張や調査担当者の把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定と法令適用等を的確に行うなど、納税者の主張を正確に把握し、必要な証拠の十分な収集・保全及び事実関係に即した的確な事実認定を行った上で関係法令を適正に適用します。</p> <p>更に、迅速な事務処理に努めるほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理 実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等 実1-1-3 : 守秘義務の遵守 実1-1-4 : 職員研修の充実 実1-1-5 : 行政サービスのデジタル化の推進 実1-1-6 : 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着に向けた取組</p>
----------------	---

実績目標(小) 1-1 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-1-1」、「実1-1-4」、「実1-1-5」及び「実1-1-6」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税の実現を目指すため、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>国税総合管理(KSK)システム等の国税情報システムについては、世界最先端デジタル国家創造宣言及びデジタル・ガバメント実行計画等に基づき、運用コストの削減を図るとともに、利用者視点や業務改革(BPR)を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進します。</p> <p>また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の普及・定着は、税務行政の効率化に資することから、一層の普及・定着及び更なる利活用に向けて取り組む必要があります。</p> <p>(令和元年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税総合管理(KSK)システム <p>令和元年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システム統合に伴う運用支援業務の作業工数の見直しやシステムの機器更改に併せて、機器の性能を見直すこと(ダウンサイジング)により、コスト削減を図ることができました。(反映額: ▲93百万円)(事業番号0006)</p>

施策	実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合						（単位：％）
	事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.5	98.6	98.1	97.7	96.9	
	（出所）課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調						
	（注）「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。						
	（目標値の設定の根拠）						
	更正の請求（用語集参照）に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成30事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由）						
	更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、369千件を処理しました。						
その結果、3か月以内の処理件数割合は96.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							
なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。							
[主要]実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合						（単位：％）	
事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度	
目標値	95	95	95	95	95	○	
実績値	96.7	95.9	95.2	95.0	96.0		
（出所）課税部個人課税課、徴収部管理運営課調							
（目標値の設定の根拠）							
所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成30事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
（目標の達成度の判定理由）							
所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類の審査を確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。							
納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。							
これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。							
こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合は96.0%となり、実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。							

[主要]実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合 (単位：%)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	○
実績値	92.1	92.3	92.5	92.6	91.1	

(出所) 徴収部管理運営課調

(目標値の設定の根拠)

納税証明書(用語集参照)の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成30会計年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

納税証明書の発行に当たっては、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、15分以内の発行割合は91.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったもの、複数の種類の納税証明書の請求を同時に受けたことなどを理由とするもの^(注)であり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものです。

(注) 発行に時間を要するものは、受付時において、その旨を説明しています。

[主要]実1-1-1-A-4：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位：%)

形態	会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	達成度
製造 免許	目標値	—	—	—	—	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
販売業 免許	目標値	—	—	—	—	100	
	実績値	100	100	100	99.9	100	

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。

(注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。

(目標値の設定の根拠)

酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

その結果、製造免許申請及び販売業免許申請の全てについて、標準処理期間内で処理したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評定の理由

全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-1-1に係る参考情報

参考指標 1：「更正の請求」の処理件数 (単位：千件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
処理件数	378	400	413	409	369

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

参考指標 2：所得税還付申告書提出件数 (単位：千人)

年分	平成27年分	28年分	29年分	30年分	令和元年分
提出件数	12,465	12,580	12,830	13,056	13,025

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
酒類製造免許場数		3,150	3,184	3,333	3,394	3,452
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,203 11,652	内10,306 11,808	内10,460 12,026	内10,616 12,302	内10,740 12,460
	小売業	174,261	173,890	172,260	170,116	167,719

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。

(注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成27年度は、「国税庁統計年報書」(長官官房企画課調)。

参考指標 4：酒類の製造及び販売業免許の処理件数 (単位：件、%)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
処理件数	32,352	32,890	32,899	34,033	32,636
特区法に基づくもの	21	21	19	29	24

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)(用語集参照)に基づく酒類製造免許の処理件数を示します。

(注2) 平成30年度の処理件数は、平成30事務年度実績評価書から訂正を行いました。

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応		
	目標	<p>情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	[主要]実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応		
	目標	<p>行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理すること及び行政機関個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識の向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中であって、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となった事案など、個人情報の取扱いに係る不適切事案が発生^(注)したことから、達成度は「△」としました。</p> <p>(注) 令和元年度における個人情報の取扱いに係る不適切事案(郵便局による配送事</p>	△

	故を除く。)は、178件です。
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1-1-2に係る参考情報

参考指標 1：情報公開法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
開示請求件数	3,790	3,748	3,931	3,940	3,939
開示決定等件数	3,840	3,657	3,959	3,961	3,960
全部開示	569	523	671	547	649
部分開示	3,100	2,975	3,113	3,311	3,156
不開示	171	159	175	103	155

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

参考指標 2：行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
開示請求件数	56,914	58,464	56,541	56,540	60,324
開示決定等件数	55,978	58,489	56,683	56,136	60,298
全部開示	9,962	10,374	15,037	18,019	19,418
部分開示	45,387	47,536	41,173	37,624	40,396
不開示	629	579	473	493	484

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

[再掲：実(大)1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標 3：非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実施回数	3.8	3.8	4.6	4.6	4.6

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底		
	目標	<p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務の遵守について周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」と判定しました。</p> <p>一方で、職員が職務上知り得た情報を漏えいした事例があったことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

実1-1-3に係る参考情報

[再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）]

参考指標 1：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）

（単位：回）

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
実施回数	3.8	3.8	4.6	4.6	4.6

（出所）長官官房監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-4：職員研修の充実		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等		
	目標	<p>職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 経済取引の国際化やICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、納税者の信頼と期待に応えるためには、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。 このため、研修を通じて職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図るとともに、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-4に係る参考情報

参考指標 1：税務大学校における研修の実施状況

(単位：コース、人、日)

会計年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
コース数	64	65	68	53	53
受講者数	9,942	9,691	9,983	10,186	10,753
延べ日数	443,925	452,386	515,571	516,589	531,689

(出所) 税務大学校調

(注1) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

(注2) 各研修で異なっていたコース数の集計方法を平成30年度から統一しました。なお、従前の集計方法による平成30年度のコース数は69コースになります。

参考指標 2：国際化・ICT化関連研修の実施状況

(単位：コース、人)

会計年度		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
国際化 関連研修	研修コース数	99	98	99	100	93
	研修受講者数	2,186	1,858	2,036	2,045	1,969
ICT化 関連研修	研修コース数	69	65	59	62	83
	研修受講者数	1,315	1,350	1,344	1,860	1,926

(出所) 長官官房人事課調

(注) 研修総課業時間数(1コースあたり)20時間以上の研修を集計しています。

施策	実1-1-5：行政サービスのデジタル化の推進	
測定指標(定性的な指標)	[主要]実1-1-5-B-1：行政サービスのデジタル化の推進	
	<p>目標</p> <p>国民の目線に立った利用者利便の向上や行政運営の効率化・高度化を図るために、デジタル・ガバメント実行計画等を踏まえ、行政サービスの100%デジタル化を実現するための手続オンライン化や添付書類の撤廃等の取組を推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務行政におけるデジタル化の推進に当たっては、デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、計画的に所要の取組を実施することが重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>(実績)</p> <p>デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、業務改革(BPR)、各税務手続きのオンライン化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進を図る取組を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国税情報システムの高度化に当たっては、データ中心の事務運営に変更といった業務改革(BPR)の推進に向けて、システムの機能の検討等に取り組みました。</p> <p>更正の請求に係る減額更正等の通知について、納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Tax(用語集参照)による通知を可能としました。</p> <p>相続時精算課税の贈与税申告手続において、住民票の添付を不要とするとともに、登記事項証明書についても、法務省との登記情報連携の開始に合わせて、添付省略を行うための検討を進める等、添付書類の撤廃に向けた取組を行いました。</p> <p>企業が行う従業員の社会保険・税手続について、従業員のライフイベント(採用・退職等)に伴う届出等を、マイナポータルを通じて一括で行うことができるよう必要な準備を進めました(フェーズ1:2020年11月頃から利用開始)。また、クラウドサービスを利用した法定調書等の提出(フェーズ2:2021年度以降実現を目指す)が可能となるよう、法制面の検討等を進めました。</p> <p>このように、業務改革(BPR)、各税務手続きのオンライン化、添付書類の撤廃及びワンストップサービスの推進を図る取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	

評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。
--------------	-------------------------------------

施策	実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組
-----------	---

測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-6-B-1：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組
---------------------	--

目標	<p>社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向け、効果的な広報・周知や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに、番号の利活用機関となっています。国税庁ホームページ等を活用した効果的な広報・周知を行うとともに、番号の更なる利活用に向けた取組や公表サイトの利便性向上を進めることが、制度の一層の普及・定着を図るために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
-----------	--	------------

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等においてマイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>また、マイナポータル（用語集参照）を活用した納税者利便の向上施策や、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上を図るための所要のシステム整備を行うなど、番号の更なる利活用に向けた取組を進めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税庁ホームページの特設ページ等を随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体及び業界団体向けや納税者等向けの各種説明会を開催するなど、様々な機会を通じてマイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>番号の利活用機関としては、納税者利便を向上させるために、令和元年9月から個人事業者向け記帳説明会等の各種説明会の開催案内等をマイナポータルのお知らせ機能に通知し、他の行政機関等からの情報と併せて閲覧を可能としました。</p> <p>また、マイナポータル連携機能（用語集参照）を活用した年末調整・確定申告手続の簡便化を進めております。</p> <p>更に、法人番号の付番機関として、法人番号の指定等の業務を的確に実施するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の改正に伴い、これまで法人番号を指定した法人等に対して、通知後速やかに法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表することとなっていたものを、指定後速やかに公表することとし、公表の早期化を図ることで、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上に努めました。</p> <p>このように、マイナンバー制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
------------------------	---	---

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-1-6に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）特設ページ」へのアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アクセス件数	2,657	1,442	1,628

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 2：「国税庁法人番号公表サイト」へのWeb-APIによるアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	平成30年度	令和元年度
アクセス件数	87,602	68,659

(出所) 長官官房法人番号管理室調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理)

所得税還付申告書の処理等に当たっては、申告内容や添付書類の審査や確実な監査を実施することで正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)

情報公開法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、行政機関個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバーを含む個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

(実1-1-3：守秘義務の遵守)

税務行政の執行に当たっては、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

(実1-1-4：職員研修の充実)

職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、常に研修内容等の見直しを行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。

(実1-1-5：行政サービスのデジタル化の推進)

行政サービスの100%デジタル化を実現するため、デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、システム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた事務の見直しを行います。

(実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカードの普及促進及び番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

- デジタル化推進の大きな鍵となるのはマイナンバーカードの活用である。セキュリティの問題について一層の目配りをしつつ、取組を推進していただきたい。
- デジタル化のポイントは、データの蓄積によるEBPMの推進及びマイナンバーを活用したDXによる行政組織内の共通データの活用である。
- 行政サービスのデジタル化の推進は、非常に大切なことである。S評価に満足せず、より挑戦的な目標を掲げて進めていただきたい。
- 税務のデジタル化を進めるにあたり、利用者サービスを向上させると同時

	<p>に、税務行政を確実かつ公平に執行し、税務行政を効率化させるという視点で検討することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税務のデジタル化においては、データの自治体等を含んだ連携、仕事自体の効率化、デジタル化が進んでどうなるのかについての見える化が大事である。 ○ 税務当局にとって、デジタルデータやA I の活用は適正な課税のため重要となってくる。一層の人材育成や人材の獲得なども大切ではないか。 ○ 行政サービスのデジタル化の推進について、現在、積極的に議論されスピード感をもって進展していく流れが出来つつあり、大いに期待している。 ○ デジタル化に関して、これまで対面で行ってきた税務調査、滞納整理、酒類の国際展開及び職員研修といった業務には、新たな手法が必要となってくるのではないか。 ○ 国税庁のデジタル化の成果について、通常業務を担当する職員数が減少し、その分、調査を担当する職員数がどの程度増加したのかといった点を評価していただきたいと思う。 ○ 蓄積された税務データは、守秘義務を守りながら分析をすれば、インフラ導入の経済効果の算定など様々な分野に活用できる。
--	--

実績目標に係る 予算額等	区分		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	40,439,519	41,875,987	40,285,406	45,834,449
		補正予算	△96,687	△14,050	△160,294	—
		繰越等	0	0	N. A.	/
		合計	40,342,832	41,861,937	N. A.	
執行額 (千円)		39,587,382	41,294,270	N. A.		

(注1) 令和元年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和2年11月頃に確定するため、令和2事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として73,947千円が計上されています。

(概要)

国税総合管理 (K S K) システム及び法人番号システム等の整備費並びに税務大学校に必要な経費

実績目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」 (平成30年6月15日閣議決定) ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」 (平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定) ○ 「公文書管理の適正の確保のための取組について」 (平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)
--	--

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2020 (令和2年6月国税庁)
--	-------------------------

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理) 所得税還付申告書等の処理に当たっては、的確かつ効率的な事務処理に努めました。</p>
	<p>(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等) 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。</p> <p>また、個人情報の適切な取扱いについては、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。</p>
	<p>(実1-1-3：守秘義務の遵守) 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知徹底に取り組みました。</p>
	<p>(実1-1-4：職員研修の充実) 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。</p>
	<p>(実1-1-5：行政サービスのデジタル化の推進) 行政サービスの100%デジタル化を実現するため、デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、システム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた事務の見直しを行いました。</p>
	<p>(実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向けた取組) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着に向け、国税庁ホームページによる情報提供や関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p>

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、人事課、企画課、法人番号管理室、参事官付、監察官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施時期	令和2年10月
--------------	--	-----------------	---------